

石川県介護員養成研修事業指定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号ロの規定に基づく介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、省令第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。改正平成24年厚生労働省告示第71号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について」（平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(研修の実施主体)

第2条 研修の実施主体は、知事が指定する介護員養成研修事業者（以下「指定事業者」という。）とする。

第2章 介護職員初任者研修

(研修受講対象者)

第3条 訪問介護事業に従事しようとする者もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

(研修の課程及び内容等)

第4条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程とする。

- 2 修業年限はおおむね8ヶ月以内とする。
- 3 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて実習により行うものとする。
- 4 研修は、講義と演習を一体的に実施するものとする。
- 5 研修カリキュラム及び研修時間数は別紙1-1のとおりとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。
- 6 研修の目標、評価及び内容は、別紙2-1「介護職員初任者研修における目標、評価の指針、内容」とおりとする。
- 7 研修を行う順序は、別紙1-1に定めるカリキュラムのうち、「1. 職務の理解」を最初に行い、「10. 振り返り」を最後に行うものとする。
なお、「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「①基本知識の学習」、「②生活支援技術の講義・演習」、「③生活支援技術演習」の順に行うものとする。
- 8 別紙1-1に定めるカリキュラムのうち、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他の科目においても施設の見学等の実習を活用することも可能とする。
- 9 研修の修了評価については、全科目の修了時に、別紙2-1中『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講者の知識・技術等の習得度を評価するものとする。

- 10 前項の修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。
- 11 修了評価課題については、原則として、毎年度、内容等の見直しを行うものとする。
- 12 1講座あたりの定員は、原則として40人以内とする。
- 13 全130時間のうち、各科目の上限を超えない範囲で合計40.5時間については、通信の方法により行うことができるものとする。各科目の通信学習の上限は別紙3-1「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」とおとりとし、この場合においては、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うものとする。

(実習)

第5条 前条第3項により実習を行う場合は、以下の要件を満たす施設及び事業所において実施することとする。

- (1) 実習先は、介護保険法（平成9年法律第123号）による指定又は許可を受けた施設及び事業所もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）による指定を受けた施設及び事業所であること。
- (2) 実習指導者が確保されていること。
- (3) 原則として事業開始後1年以上を経過していること。

(科目の免除)

第6条 研修科目の免除については、別紙6「研修科目の免除について」とおとりとする。

- 2 特別養護老人ホーム等の介護職員等として過去3年間に6か月以上の実務経験を有する者が研修を受講する場合であって、研修課程において施設の見学等の実習を行う場合は、実習を免除することができる。

(補講)

第7条 指定事業者は、受講者がやむを得ない理由により当該研修の一部を欠席した場合もしくは知識・技術等の習得が十分でないと認められる場合は、原則として自らにおいて次の方法により補講を行うこととする。

- (1) 欠席者及び未修了者のみを対象とした個別の講義・演習を行う。ただし、視聴覚教材の視聴のみを内容とするものは認められない。
- (2) 別に行う同一課程の研修において、該当科目を受講させる。
- 2 前項による補講の実施が困難であり、かつ欠席した時間数が別紙3-1に定める通信形式で実施できる時間数を超えない範囲であれば、補講の内容を課題の提出にかえることができる。ただし、演習又は実習を実施した科目に関する補講については課題の提出にかえることは認められない。

(指定要件等)

第8条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として指定するものとする。

《事業者》

- ア 研修事業の趣旨を十分に理解し、責任をもって研修事業を実施する能力があると認められる地方公共団体、地方公共団体が設置する教育機関もしくは法人であること。
- イ 概ね1年以上、安定した事業運営実績があり、研修事業の実施に支障がないと認められること。
- ウ 本県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常

駐する事業所があり、研修事業を統括できること。

エ 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

オ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区別され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

カ 本県又は他の都道府県において、過去5年間に介護員養成研修事業者の指定の取消し等の処分を受けたり、介護員養成研修事業の実施にあたり継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせないこと。

《事業内容》

キ 研修事業が継続的に毎年1回以上実施されること。

ク 研修のカリキュラム及び内容は、別紙1-1及び別紙2-1に従ったものであること。

ケ 講義・演習を担当する講師については、別紙4-1に定める講師要件を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が必要な人数確保されていること。なお、「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の4から14の各項目に係る生活支援技術の演習については、原則として受講者20名あたり1人の講師が担当すること。

コ 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品や物品等が確保されていること。

- 2 研修事業の全部又は一部を他者に委託して実施できることとする。この場合において当該受託者も研修事業者に係る知事の指定を受けていなければならない。
- 3 同一の研修事業者が、石川県を含めた複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集や添削の実施等を石川県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、石川県において指定を受けることとする。
- 4 既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者については、第13条に定める変更の届出を行うことで、介護職員初任者研修の事業者として指定されたものとみなす。

(指定の申請)

第9条 研修事業の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、省令第22条の26の規定に基づき、初回の研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、指定申請書を知事に提出することとする。

2 指定事業者は、研修実施方法を追加する場合には、受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、追加指定申請書を知事に提出することとする。

(研修実施上の留意事項)

第10条 指定事業者は、研修の実施にあたって次のことに留意するものとする。

(1) 受講者の本人確認を適正に実施すること。

(2) 研修修了者に対し、別記様式に準じ修了証明書及び携帯用修了証明書を交付すること。また、破損、亡失等による修了証明書の再発行の依頼があった場合は、これに応じること。

(3) 研修受講者の募集にあたっては、研修事業者に係る知事の指定及び事業計画書の承認があった後に実施すること。募集を行う際には、必ず当該研修に係る事業計画書の承認通知の番号及び日付を明示するとともに、募集内容が虚偽又は誇大なものにならないようにすること。

(4) 研修の実施にあたっては、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則等を定め、受講者に公開すること。

- ① 研修事業の実施者の名称、所在地
- ② 研修事業の目的
- ③ 研修事業の名称
- ④ 研修実施場所
- ⑤ 研修期間
- ⑥ 研修カリキュラム及び担当講師名
- ⑦ 受講対象者及び定員
- ⑧ 研修参加費用（受講料、テキスト代など）
- ⑨ 受講手続き（募集要領等）
- ⑩ 本人確認の方法
- ⑪ 補講の方法及び費用
- ⑫ 研修修了の認定方法（修了評価の方法、合格基準等を記載すること）

(5) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(6) 事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る個人情報の取扱いについて、十分留意すること。

(7) 事業者は、受講者及び研修事業に従事する者に対して、研修事業において知り得た個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(事業計画書)

第 11 条 指定事業者が研修を実施しようとするときは、知事に対し、受講者の募集を開始する1ヶ月前までに事業計画書を提出し、事前に承認を受けることとする。

(事業実績報告)

第 12 条 指定事業者は、事業終了後30日以内に事業実績報告書を提出することとする。

(変更)

第 13 条 指定事業者は、事業者に関する事項について変更があった場合は変更した日から10日以内に、研修内容に関する事項について変更する場合は変更が生じる10日前までに、知事に対し、変更の内容及び変更時期を届け出ることとする。

(中止)

第 14 条 指定事業者は、事業計画書に定めた講座を中止する場合は、講座中止の決定後10日以内に届け出ることとする。

(事業の廃止・休止・再開)

第 15 条 指定事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとする場合には、知事に対し、廃止、休止又は再開の時期及び理由を届け出ることとする。

2 知事は、指定事業者から届け出がなく研修が2年間開講されない場合もしくは事業者が休止期間を過ぎても再開届を提出しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。

(情報の開示)

第 16 条 指定事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材

等)、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別紙4「研修機関が公表すべき情報の内訳」を自らホームページ上などにおいて開示することとする。

（調査及び指示）

第17条 知事は、指定申請者及び指定事業者に対し、必要があると認められた場合は、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 知事は、研修事業の適正な実施を確保するために必要があると認められた場合は、指定事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（指定の取消し）

第18条 知事は、指定事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- （1）第8条第1項に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- （2）指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- （3）研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- （4）第17条に定める報告、調査及び指示に応じないとき。
- （5）その他、政令、省令、告示、通知又は本要綱の規定に違反するとき。

2 前項に基づき指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞等必要な手続きを行うものとする。

（石川県介護職員初任者研修修了者とみなす者）

第19条 次に掲げるものは、石川県介護職員初任者研修修了者とみなす。

- （1）施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者。
- （2）施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了した者。
- （3）保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者。
- （4）実務者研修を修了している者。
- （5）「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示538号）第1条第3号に掲げる研修の居宅介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- （6）平成25年4月1日改正前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示538号）第1条第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。

第3章 生活援助従事者研修

（研修受講対象者）

第20条 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

（研修の課程及び内容等）

第21条 研修の課程は、生活援助従事者研修課程とする。

- 2 修業年限はおおむね4ヶ月以内とする。
- 3 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて実習により行うものとする。

- 4 研修は、講義と演習を一体的に実施するものとする。
- 5 研修カリキュラム及び研修時間数は別紙1-2のとおりとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。
- 6 研修の目標、評価及び内容は、別紙2-2「生活援助従事者研修における目標、評価の指針、内容」のとおりとする。
- 7 研修を行う順序は、別紙1-2に定めるカリキュラムのうち、「1. 職務の理解」を最初に行い、「9. 振り返り」を最後に行うものとする。
なお、「8. ところとからだのしくみと生活支援技術」については、「①基本知識の学習」、「②生活支援技術の学習」、「③生活支援技術演習」の順に行うものとする。
- 8 別紙1-2に定めるカリキュラムのうち、「8. ところとからだのしくみと生活支援技術」においては移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。
また、「1. 職務の理解」及び「9. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他の科目においても施設の見学等の実習を活用することも可能とする。
- 9 研修の修了評価については、全科目の修了時に、別紙2-2中『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講者の知識・技術等の習得度を評価するものとする。
- 10 前項の修了評価は筆記試験により30分程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。
- 11 修了評価課題については、原則として、毎年度、内容等の見直しを行うものとする。
- 12 1講座あたりの定員は、原則として40人以内とする。
- 13 全59時間のうち、各科目の上限を超えない範囲で合計29時間については、通信の方法により行うことができるものとする。各科目の通信学習の上限は別紙3-2「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとし、この場合においては、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うものとする。

(みなし指定)

第22条 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者については、第13条に定める変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の事業者として指定されたものとみなす。

(準用)

第23条 第5条から第18条までの規定は、生活援助従事者研修について準用する。ただし、第8条第4項を除く。

第4章 雑則

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、研修事業を実施するために必要な事項は、要領等で別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この要綱に定める研修及び事業者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、施行前においても、この要綱の規定により行うことができる。
- 3 「石川県介護員養成研修事業者（訪問介護員養成研修課程）指定事務取扱要綱」及び「石川県介護職員基礎研修事業指定要綱」は、平成25年3月31日をもって廃止する。ただし、平成25年3月31日までに開講する研修事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月8日から施行する。